

様式第2号の2 屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

報 告 者 (広告物の表示者又は掲出物件の設置者)

住 所 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

秋田県屋外広告物条例施行規則(第4条・第5条)の規定により、次のとおり提出します。

1. 点検対象となる当該広告物又は掲出物件の状況

許 可 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	許 可 番 号	
広 告 物 の 種 類		広 告 物 の 高 さ	m 面 積 m ²
表 示 (設 置) の 場 所		表 示 (設 置) 年 月 日	年 月 日 (年経過)

2. 報告事項

点 検 箇 所	点 検 項 目	異 常 の 有 無	補修(改善)の概要 異常有の場合、記入は必須となります	
			措置状況(措置方針)(※1)	措置完了予定年月日(※2)
基 礎 部 ・ 上 部 構 造	1 全体の傾斜、ぐらつき	有 ・ 無		年 月 日
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 ・ 無		
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 ・ 無		
支 持 部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有 ・ 無		年 月 日
	2 鉄骨接合部(ボルト・ナット等)のゆるみ、欠落	有 ・ 無		
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 ・ 無		年 月 日
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 ・ 無		
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 ・ 無		
広 告 板	1 表示面板等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 ・ 無		年 月 日
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、おじれ、変形、欠落	有 ・ 無		
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 ・ 無		
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 ・ 無		年 月 日
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 ・ 無		
	3 周辺機器の劣化、破損	有 ・ 無		
そ の 他	1 付属部材(装飾、鳥よけ、その他付属品)の腐食、破損	有 ・ 無		年 月 日
	2 避雷針の腐食、破損	有 ・ 無		
	3 その他点検した事項()	有 ・ 無		

※1 補修(改善)措置を実施した場合は、措置状況欄に措置した内容を記入してください。

※2 補修(改善)措置が未対応の場合は、措置完了予定年月日及び措置状況欄に未対応の理由と今後の措置方針を記入してください。

上欄の報告事項は、事実と相違ありません。

点 検 実 施 日 平 成 年 月 日

点 検 者 (特定の資格を有する者又は、広告物又は掲出物件の管理者)

資 格 名 称 : ☐ 建築士 ☐ 屋外広告士 ☐ 規則で定める者 ☐ 管理者(高さ4m以下のもの)

住 所 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

3. 条例第10条の規定に基づく確認事項

① ☐ 当該広告物又は掲出物件は、良好な状態が保持されています。

② ☐ 良好な状態ではない箇所について、速やかに安全対策及び補修等の必要な措置を講じ、良好な状態に保持します。

広 告 物 の 所 有 者 又 は 占 有 者

住 所 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

<注意事項>

1. 許可事務における審査過程において疑義が生じた場合、実施した点検書類等の提出を求めることがあります。

2. この他、報告書記入に関する注意事項は裏面を参照してください。

【注意事項】

※ この屋外広告物安全点検報告書（以下、「報告書」という。）の作成にあたっては、国土交通省都市局公園緑地・景観課による「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」を参考に点検を実施し、点検結果の概要を記入してください。

「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」ダウンロード先はこちらです。

（国土交通省URL）http://www.mlit.go.jp/yoshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html

- 1 報告者の氏名は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者となり、法人の場合は、法人の名称及び代表者の役職、氏名を記入してください。
- 2 報告者と点検者が同一の場合でも、報告者欄と点検者欄の両方に記入をしてください。
- 3 表示面積及び寸法は、1個（1基、1枚）当たりの数値を記入してください。
- 4 点検項目欄には、該当する各項目ごとに異常がある場合には「有」に、異常がない場合には「無」に○印をしてください。「有」の場合、補修（改善）の概要欄の記入が必須となります。
- 5 点検実施時点において、良好な状態ではない箇所を措置方針及び措置完了予定年月日を定めて補修（改善）を講じ、改善措置が完了したときは、別紙で定める「屋外広告物安全点検報告書に基づく改善措置完了報告書」を知事に提出する必要があります。
- 6 点検実施日について、報告書には有効期限があります。
継続許可申請の場合⇒広告物の表示又は掲出物件の設置期間の初日前2カ月以内に行ったものが有効です。
変更等許可申請の場合⇒変更又は改造の完成予定年月日の前2カ月以内に行ったものが有効です。
- 7 点検者欄には、点検者が記入の上、点検者の該当する資格にチェック（レ点）をしてください。
- 8 点検者は、原則として「特定の資格を有する者」です。（条例第10条の2）
特定の資格を有する者以外の者（広告物等の管理者）が点検を行う場合は、広告物等の高さが4m以下の広告物等に限られます。（同条例施行規則第13条の2）
- 9 点検者の資格を証する書面の写しを添付してください。
- 10 広告物の所有者又は占有者は、報告事項を確認・了承し、①又は②にチェック（レ点）をしてください。
- 11 広告物の所有者又は占有者欄には、広告物の所有者又は占有者が記入をしてください。
- 12 点検にあわせて管理者を変更する場合は、新たな管理者の資格者証の写し等を添えて屋外広告物表示者等変更届書（様式第7号）又は屋外広告物表示者等氏名等変更届出書（様式第9号）を別途提出してください。
- 13 広告物等の種類により、該当しない点検箇所・点検項目欄には斜線を入れ、点検対象外であることを明示してください。
- 14 報告書を提出する際は、点検を実施した広告物等の点検箇所及び点検項目の状況が確認できるカラー写真を添付してください。なお、添付様式は次を参考にしてください。

（なお、継続及び変更等許可申請時に添付する申請前5日以内に撮影したカラー写真は別途必要となります。）

写 真 添 付 欄	
点検箇所（ ）/点検項目（ ）	
補 修 （ 改 善 ） 前	補 修 （ 改 善 ） 後
点検箇所・点検項目の状況が確認できる写真 （拡大写真）	点検箇所・点検項目の状況が確認できる写真 （拡大写真）

- 15 報告対象の広告物等が複数ある場合や表示（設置）場所が数カ所ある場合などの理由により、この様式の記入欄に書き切れない場合は、別紙を用いて記載してください。